

## 国立市マンション管理適正化推進アクションプログラム

### 1. 目的

国立市マンション管理適正化推進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、国立市マンション管理適正化推進計画に定めた国立市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標の達成に向けて、マンション管理の適正化を推進することを目的とする。

### 2. 位置付け

国立市マンション管理適正化推進計画を補完する施策として位置付ける。

### 3. 対象区域

国立市全域とする。

### 4. 対象建築物

対象区域内に存する、次の要件をすべて満たす分譲マンションとする。

- (1) 地上3階建て以上
- (2) 6戸以上の戸数
- (3) 非木造建築物
- (4) 区分所有された建物

### 5. 実施期間

令和6年度から令和12年度までとする。ただし、社会経済状況や関連計画の改訂、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しを行う。

### 6. 指標・目標値

分譲マンションの管理適正化の進捗状況を把握するための目安として次の指標を設定する。

指 標	現 状 (令和5年度末)	目 標 (令和12年度)	備 考
30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	76.2%	80.0%	国立市マンション管理適正化推進計画目標1関連 ・国の住生活基本計画(全国計画)においても同様の指標が掲げられている。 ・東京都住宅マスタープランに掲げられている目標値と同一。
東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例における管理状況の届出を行った要届出分譲マンション管理組合の割合	100.0%	100.0%	国立市マンション管理適正化推進計画目標2関連 ・届出率100%を継続する。
管理規約を有している分譲マンション管理組合の割合	91.4%	100.0%	国立市マンション管理適正化推進計画目標1関連 ・管理規約は良好な維持管理のために最も必要不可欠なものである。
管理計画の認定件数	2件	22件	国立市マンション管理適正化推進計画目標3関連 ・新規及び更新を対象。(変更は除く。)

## 7. 取組みの方向性

- (1) 東京都が発行している「マンション管理ガイドブック」や「マンション再生ガイドブック」、東京都が実施している支援制度を活用し、分譲マンションの管理・再生のための情報提供や制度等の周知を図る。
- (2) 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例における届出の内容に応じた支援等に努める。
- (3) 管理の良好な分譲マンションが適正に評価される市場形成に努める。